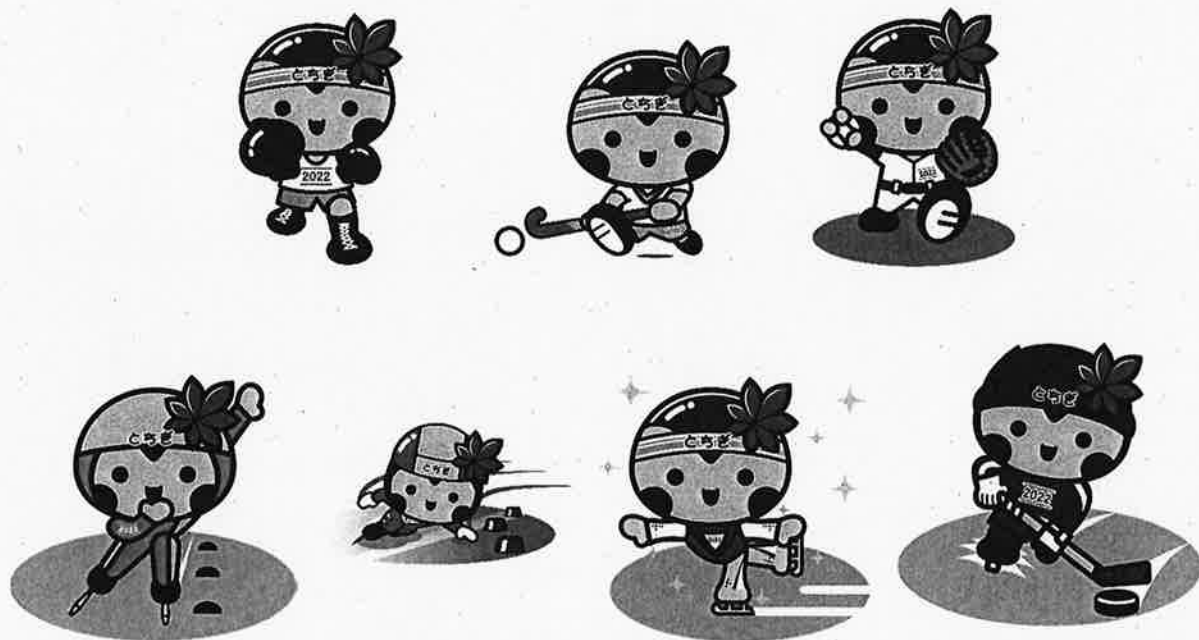


いちご^{いちえ}一会とちぎ^{いちえ}国体

第77回国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

第77回国民体育大会日光市実行委員会

第1回常任委員会



日時：令和元年9月24日(火)総会終了後

場所：日光市役所東庁舎3階 第3・第4会議室

目 次

〈説明事項〉

説明第1号 常任委員会の役割(常任委員会の審議事項等) P 1

〈審議事項〉

議案第1号 第77回国民体育大会日光市競技会開催推進総合計画 P 2

議案第2号 第77回国民体育大会日光市実行委員会専門委員会規程 P 5



本庁舎(火)日 10 月 10 日 10 時 00 分 開 始

本庁舎(火)日 10 月 10 日 10 時 00 分 開 始

常任委員会の役割(常任委員会の審議事項等)

1 常任委員会の構成員(会則第13条第1項～第3項)

委員長(会長)・副委員長(副会長)・常任委員

2 常任委員会の審議・決定事項(会則第13条第7項)

①総会から委任された事項に関すること。

(第1回総会 議案第2号参照)

②専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

(この後の本常任委員会 議案第2号において審議)

③総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

④その他委員長が必要と認める事項に関すること。

3 総会規定の準用(会則第13条第8項)

開会、議決における出席者数要件等

第77回国民体育大会日光市競技会開催推進総合計画

1 趣旨

第77回国民体育大会日光市競技会の開催に向けて取り組むべき主な内容及び設置すべき組織等について、年次別・分野別に計画を示すことにより、開催の推進を図るものとする。

2 開催推進総合計画の概要

- (1) 年度・逆年(開催〇年前)
- (2) 開催手続
- (3) 準備組織(栃木県・日光市・各競技団体)
- (4) 実行委員会に係る組織等
 - ① 実行委員会組織
 - ② 全体計画
 - ③ 専門委員会

3 年次計画案

次ページのとおり

4 その他

本計画は、原則として開催年度まで毎年度見直すものとする。ただし、必要が生じた場合は、それ以外の場合でも適宜見直しを行う。

年度 逆年(開催〇年前)	平成29年度(2017) 本大会内定(開催5年前)	平成30年度(2018) 本大会(開催4年前) 冬季大会決定(開催3年前)	令和元年度(2019) 本大会決定(開催3年前) 冬季大会(開催2年前)	令和2年度(2020) 本大会(開催2年前) 冬季大会(開催1年前)	令和3年度(2021) 本大会(開催1年前) 冬季大会(開催年)	令和4年度(2022) 本大会(開催年)	
開催手続	開催申請書提出		文科省・日体協視察(本) 決定書受領(会期決定)		中央競技団体視察(本)		
栃木県	国体準備室(H26~)		国体局(3課)				
準備組織	事務局	スポーツ振興課所管	国体推進室(3名)	国体推進室組織拡大		廃止	
	庁内	国体担当(1名)	庁内推進本部 推進連絡会議 専門部会	大会実施本部		解散	
各競技団体	競技役員養成の推進					競技運営	
実行委員会組織		準備委員会発足 設立総会 第1回総会	解散 実行委員会発足(総会) 常任委員会 総務企画専門委員会 宿泊輸送専門委員会 競技式典専門委員会	総会	総会	総会 解散	
全体計画			推進体制整備 日光市競技会開催方針 開催推進総合計画策定 年次計画策定				
① 総務企画	文化PG	基本方針(県)		文化プログラム実施計画・実施要領・募集(県)に基づき調査・検討・募集等		文化プログラム実施	
	総合案内		基本方針(県)	案内所・休憩所・売店設置要項策定		案内所等設置	
	広報	基本方針・基本計画(県)	県連携事業・懸垂幕・ノベルティ・広報誌など活用した広報の実施	基本計画策定	広報事業の実施		
	募金・協賛			協賛取扱要項作成	協賛活動		
	市民運動	市民運動基本方針・基本計画		基本・実施計画策定 ボランティア募集要項策定	ボランティアの募集・養成など		
おもてなし			基本・実施計画策定	おもてなしの準備等		おもてなし実施	
② 宿泊輸送	宿泊	基本方針・基本計画(県) 宿泊施設等基礎調査[協力]	県配宿計画[協力] 第2次基礎調査[協力] 標準献立作成方針(県) 基本計画策定 第3次基礎調査[協力] 標準献立普及実施要領(県)	標準献立普及			
	医事・衛生	基本方針・基本計画(県)	医事・衛生対策各種要領(県) 医事・衛生基本計画策定 医療救護基本計画策定	防疫対策・環境衛生対策・食品衛生対策各実施要領策定 医療救護実施要領策定		医事・衛生対策実施	
	輸送・交通	基本方針・基本計画(県) 基礎調査(県)	業務指針(県) 全国輸送基礎調査(県)	開閉会式輸送実施計画(県) 全国輸送計画・会場輸送調整(県) 基本計画策定 実施要領策定	輸送・交通準備		輸送実施
	警備・消防	基本方針・基本計画(県)		警備・防災基本計画策定	消防防災・警備業務実施要領策定		警備・防災対策実施
③ 競技式典	情報通信	基本方針(県)	基本計画(県)	通信業務要項		通信業務実施	
	競技運営	競技運営基本方針(県) デモホ方針・競技選定(県)	競技運営基本計画	競技運営実施要項 競技会会場管理運営要項		競技別プログラム等	
		記録業務基本方針(県) 競技役員等養成基本計画(県)	記録業務基本計画(県) 競技役員養成事業(県)	記録関係業務運営要項(県) 役員等編成要項	業務準備 (県)競技役員編成		記録本部 監督者会議
	競技用具	基本方針(県)	整備計画(県) 第2次調査(県)	競技用具整備の推進(県) 競技用具整備要項			
	式典	基本方針・基本構想(県)	基本計画(県)	競技会式典基本計画策定 炬火イベント実施計画策定	競技会式典実施要項策定 炬火イベント実施準備等		競技会式典実施 炬火イベント実施
	競技施設	競技整備基本方針(県) 国体競技施設基準(県) 競技施設整備計画(県)	市実施計画・予算措置	R2市実施計画・予算措置 R3市実施計画・予算措置	R4市実施計画・予算措置		

第77回国民体育大会リハサル大会(令和三年八月〜十一月)

第77回国民体育大会冬季大会(令和四年一月)

第77回国民体育大会本大会(令和四年十月)

Area	Sub-Section	Component	Material	Quantity	Unit	Remarks
Electrical	Wiring	Wiring	Wiring	100	m	
		Wiring	Wiring	100	m	
		Wiring	Wiring	100	m	
		Wiring	Wiring	100	m	
		Wiring	Wiring	100	m	
		Wiring	Wiring	100	m	
		Wiring	Wiring	100	m	
	Switches	Switches	Switches	100	nos	
		Switches	Switches	100	nos	
		Switches	Switches	100	nos	
		Switches	Switches	100	nos	
		Switches	Switches	100	nos	
		Switches	Switches	100	nos	
		Switches	Switches	100	nos	
Lighting	Lighting	Lighting	Lighting	100	nos	
		Lighting	Lighting	100	nos	
		Lighting	Lighting	100	nos	
		Lighting	Lighting	100	nos	
		Lighting	Lighting	100	nos	
		Lighting	Lighting	100	nos	
		Lighting	Lighting	100	nos	
	Other	Other	Other	100	nos	
		Other	Other	100	nos	
		Other	Other	100	nos	
		Other	Other	100	nos	
		Other	Other	100	nos	
		Other	Other	100	nos	
		Other	Other	100	nos	

第77回国民体育大会日光市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第77回国民体育大会日光市実行委員会会則（平成30年12月19日制定）第14条第3項の規定に基づき、第77回国民体育大会日光市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類並びに第77回国民体育大会日光市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
 - 3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

- 2 部会は、委員長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条並びに前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長及び部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年9月24日から施行する。

別表（第2条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 広報及び市民運動に関すること 3 観光・おもてなしに関すること 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託事項のうち事業の実施に関すること
宿泊輸送 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること 2 環境衛生及び食品衛生に関すること 3 医療救護に関すること 4 輸送・交通に関すること 5 警備・消防に関すること 6 その他宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備・消防に関すること	左記付託事項のうち事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技会の運営に関すること 2 競技会の役員・用具に関すること 3 式典の企画運営に関すること 4 競技施設等の整備に関すること 5 その他競技式典に関すること	左記付託事項のうち事業の実施に関すること